

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	令和6年8月30日 (第1回)
目標年度	令和15年
市町村名 (市町村コード)	高岡市 162027
地域名 (地域内農業集落名)	佐野地区 (十二町島,北蔵新,紅屋,柳島,西藤平蔵,下島町,上佐野,諏訪佐野,佐野,西佐野,東木津,西木津)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	261.85 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	198.91 ha
② 田の面積	260.27 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.58 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・対象地区内には、70歳以上で後継者が未定もしくは不明な農地が一定数あり、これらの農地を遊休化しないよう受け手の確保を進めていく必要がある。

・地代が受け手によってバラバラであり、分散錯雑解消の妨げになっている。

・各経営体で農地の集積を行っているが、人手不足により、今後の受け入れが困難になってくる。また、営農組合においては企業の定年延長などにより新たな人材が入ってこないことなどから組合員高齢化が進んでいる。

・畔等の草刈りが大きな負担となっている。負担軽減対策が必要である。

・狭隘、不整形な土地については、耕作の受け手がなかなか見つからない。土地補正の必要がある。

・水はけが悪い土地が多く、排水対策が必要である。

・カラスによる農作物への被害が多い。対策を進める必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・兼業農家が主体となるので、引き続き水稻主体とし移植・直播、加工用や飼料用米等の多品種化でそれぞれ時期をずらし経営面積の維持を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・十二町島の農地利用は、中心経営体である(農)ファーム12が中心となって農地を受け入れ対応していく。

・西藤平蔵地区の農地利用は、中心経営体である(株)クボタファーム紅農友会が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

・北蔵新地区の農地利用は、中心経営体である島康晴及び(株)クボタファーム紅農友会が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	57.5	%	将来の目標とする集積率 60 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・新規参入者や、中心経営体、多様な経営体が円滑に就農、規模拡大できるよう、農用地の集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・定期的に農業者間で協議の場を持ち、地代の均一化や耕作地の交換について話し合う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
・農業の生産効率の向上を図るため、下島町、木津地区において、用排水路の改修を主とした基盤整備への取り組みを検討する。	
・狭隘かつ不整形な農地については、耕作しやすいよう、地権者の同意を得ながら畔倒し等の補正に努める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・水田フル活用ビジョンに基づき、麦・大豆に取り組む他、園芸作物の作付にも取り組みを進め	
・ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、人的コストの削減に取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などの作業委託により、人的コストの削減に取り組む。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)	
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料
☒ ③スマート農業	☐ ④輸出
☐ ⑤果樹等	☐ ⑥燃料・資源作物等
☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設
☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】	
・鳥獣被害防止対策として放任果樹等の伐採や草刈り等の生息環境管理に努める。	
・スマート農業推進としてラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、人的コストの削減に取り組む。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	(A)	水稻・野菜	90.52 ha	ha	水稻・野菜	90.52 ha	ha	A	
認農	(B)	水稻	15.02 ha	ha	水稻	15.02 ha	ha	B	
認農	(C)	水稻	8.72 ha	ha	水稻	8.72 ha	ha	C	
認農	(D)	水稻	6.38 ha	ha	水稻	6.38 ha	ha	D	
認農	(E)	水稻	5.31 ha	ha	水稻	5.31 ha	ha	E	
認農	(F)	水稻	5.29 ha	ha	水稻	5.29 ha	ha	F	
認農	(G)	水稻・花卉	3.85 ha	ha	水稻・花卉	3.85 ha	ha	G	
認農	(H)	水稻	3.75 ha	ha	水稻	3.75 ha	ha	H	
	(I)	水稻・園芸	2.06 ha	ha	水稻・園芸	2.06 ha	ha	I	
	(J)	花卉	1.96 ha	ha	花卉	1.96 ha	ha	J	
認農	(K)	水稻・園芸	1.84 ha	ha	水稻・園芸	1.84 ha	ha	K	
認就	(L)	園芸	0.96 ha	ha	園芸	0.96 ha	ha	L	
認就	(M)	園芸	0.33 ha	ha	園芸	0.33 ha	ha	M	
認農	(N)	養鶏	0 ha	ha	養鶏	0 ha	ha		
認農	(O)	養鶏	0 ha	ha	養鶏	0 ha	ha		
計	15経営体		146.0 ha	ha		146.0 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。